

平成29年毎月勤労統計調査特別調査結果の概要 埼玉県

この調査は、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査」を補完することを目的に、平成29年7月31日現在、1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所について調査を行いました。

1 賃金

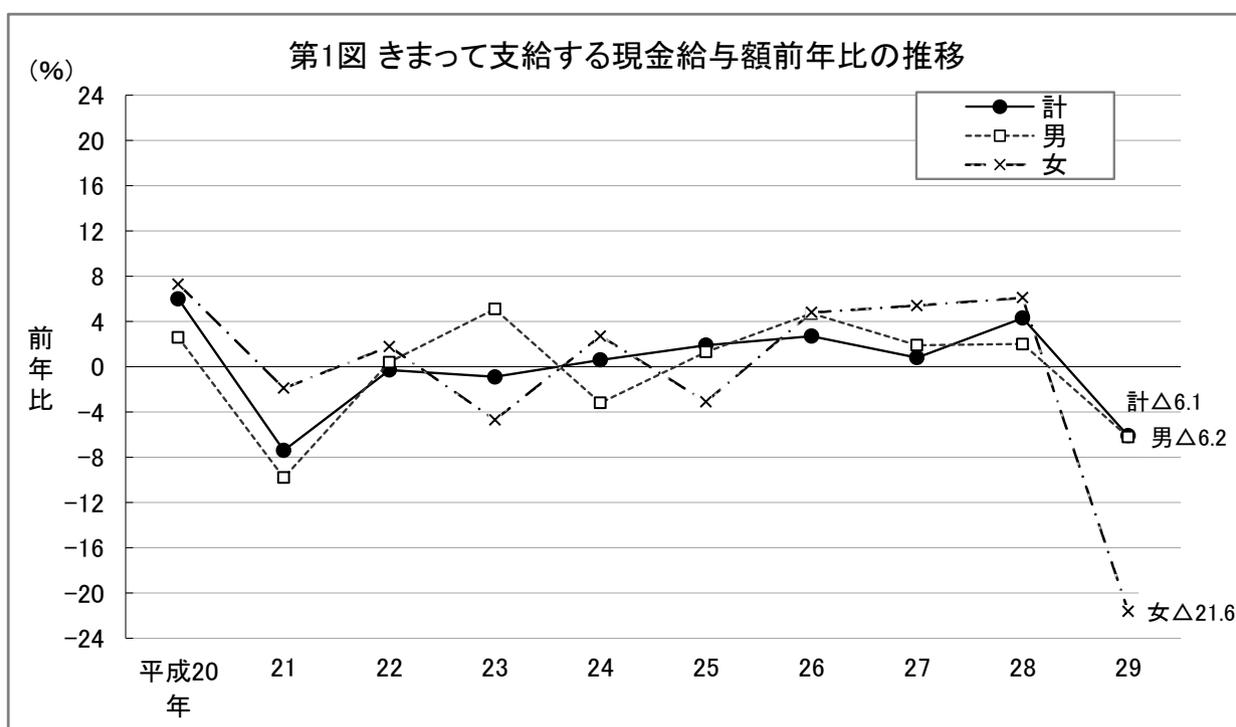
(1) きまって支給する現金給与額

平成29年7月分の小規模事業所(常用労働者1～4人の事業所、以下同じ)の1人平均月間きまって支給する現金給与額は、193,739円(前年比6.1%減)となりました。

男女別では、男は268,413円(前年比6.2%減)、女は121,011円(同21.6%減)でした。(第1図、第1表)

主な産業についてみると、製造業は231,318円、卸売業、小売業は178,428円、医療、福祉は153,479円でした。

また、きまって支給する現金給与額の事業所規模間の格差についてみると、小規模事業所の給与水準は、事業所規模5人以上を100とした場合は79.8、規模5～29人を100とした場合は87.1、規模30人以上を100とした場合は75.0でした。(第1表)



第1表 小規模事業所の給与水準比較

	きまって支給する現金給与額(円)				小規模事業所の水準		
	1～4人	5人以上	5～29人	30人以上	5人以上=100	5～29人=100	30人以上=100
計	193,739	242,848	222,411	258,470	79.8	87.1	75.0
男	268,413	312,343	291,108	328,757	85.9	92.2	81.6
女	121,011	164,392	143,812	179,928	73.6	84.1	67.3

注) 事業所規模5人以上、5～29人、30人以上の数値は、「毎月勤労統計調査地方調査」(平成29年7月分)の結果です。

(2) 特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上の常用労働者について集計）

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの過去1年間に特別に支払われた現金給与額は、170,468円（前年比10.4%減）、きまって支給する現金給与額に対する割合は、0.88か月分（前年差0.04か月分減）となりました。

男女別では、男は252,865円（前年比2.2%減）、女は88,651円（同38.3%減）でした。

2 出勤日数

平成29年7月の1人平均月間出勤日数は、19.4日（前年差0.2日減）となりました。（第2図）

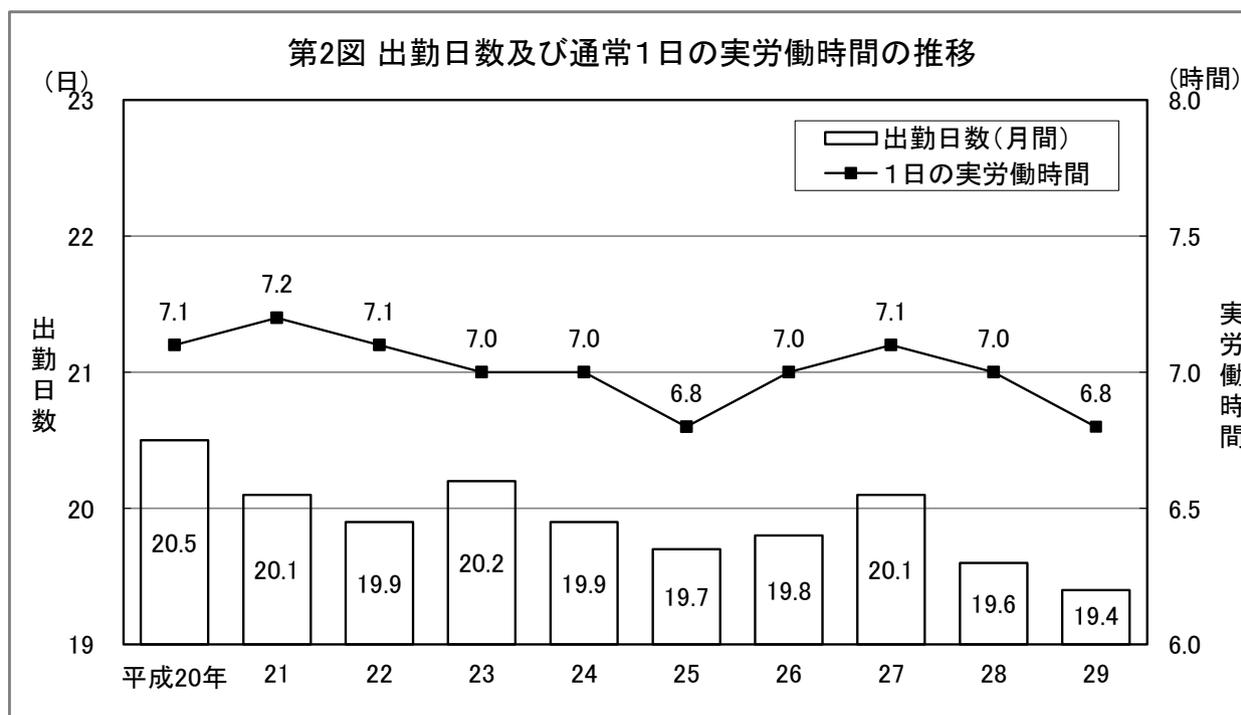
男女別では、男が21.4日（前年差0.2日減）、女は17.6日（同0.7日減）でした。

3 労働時間

平成29年7月の1人平均通常日1日の実労働時間は、6.8時間（前年差0.2時間減）となりました。

（第2図）

男女別では、男が7.6時間（前年差0.2時間減）、女は6.1時間（前年差0.5時間減）でした。



4 利用上の注意

この調査結果は、厚生労働省が集計及び公表しているものから、本県分を中心に取りまとめたものです。

また、産業分類については、平成29年調査から、平成25年10月改定時の日本標準産業分類に基づき表章しています。